

## 宇治市子ども・子育て支援事業計画における 令和2年度の主な取り組み状況について

### 教育・保育事業関係

#### 1. 【拡充】認定こども園への移行

(保育支援課)

令和2年4月から、以下の1法人1施設が幼保連携型認定こども園に移行しました。

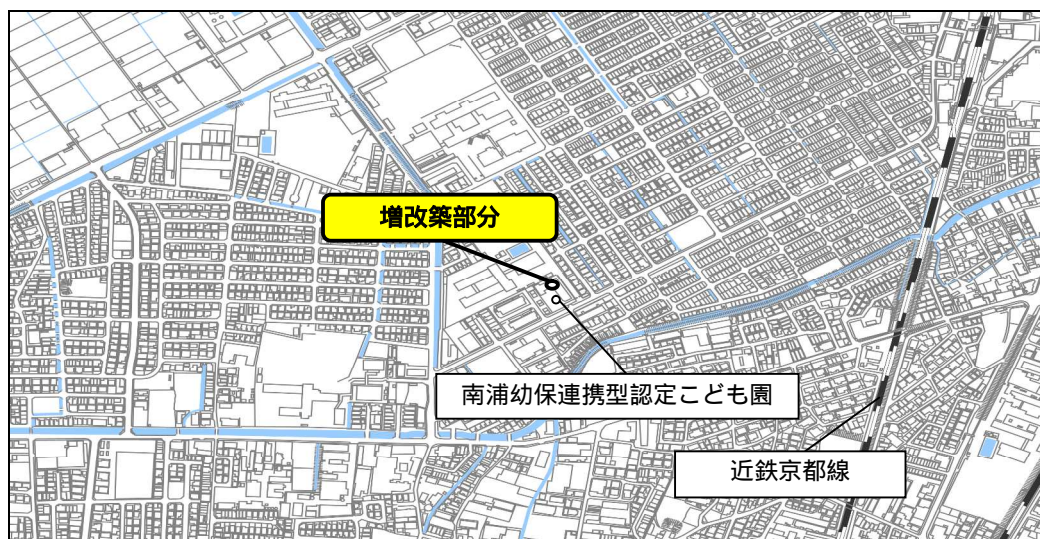
施設名	運営法人	定員			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
のぞみこども園	社会福祉法人 不動園	3名 (+3名)	54名	36名	93名 (+3名)

#### 2. 【拡充】認定こども園の施設整備

(保育支援課)

施設の老朽化並びに待機児童対策として、社会福祉法人黎明会が運営する南浦幼保連携型認定こども園を整備します。

- 【整備内容】 増改築
- 【整備後定員】 155人(+10人)
- 【整備完了予定時期】 令和3年5月(予定)



### 3. 【新規】まなび支援員の配置

(学校教育課)

新型コロナウイルス感染症対策により、臨時休業としていた学校の再開後、授業進度が速くなる中、授業中の支援や放課後等の補充学習等によるきめ細かな対応をするため、特に支援が必要となる小学校低学年及び中学校第3学年に学習指導員を市独自で配置し、学習を支援します。

### 4. 【新規】小中学校児童生徒のタブレット端末整備

(学校教育課)

文部科学省が進める「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人に1台のタブレット端末を整備・活用し、新学習指導要領における情報活用能力の育成を図ります。

## 地域子ども・子育て支援事業関係

### 1. 【拡充】地域子育て支援基幹センター「キッズスペース」整備

(こども福祉課)

ゆめりあうじ3F情報ライブラリー内(男女共同参画課所管)に、府内産木材を活用して「キッズスペース」を令和2年10月を目途に整備します。

### 2. 【拡充】地域子育て支援拠点事業

(こども福祉課)

地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点について、「toridori(トリドリ)」(アル・プラザ東宇治内)の開設日数を週5日(月・火・木・金・日)に拡大し、引き続き子育てについての相談や情報提供等を行います。また、南部地域子育て支援センターにて訪問支援等を試行実施します。

### 3. 【拡充】放課後児童健全育成事業(菟道第二育成学級施設整備)

(こども福祉課)

入級児童数増加に対応するため、菟道第二育成学級の専用施設の整備を行います。

	現行		整備後	
	定員(人)	面積(m <sup>2</sup> )	定員(人)	面積(m <sup>2</sup> )
菟道第二育成	120	296.43	180	436.54

## その他

### 1. 【新規】教育相談事業のリニューアルについて

(教育支援課)

教育相談事業については、児童生徒や保護者からの学習やいじめ、不登校、子どもの行動などの悩みを、より相談しやすい体制とするためリニューアルを行いました。

名称を「青少年こころの電話相談」から「ふれあい教育相談」に改め、電話相談を傾聴のみに留めず、より具体的な対応につなげるとともに、メールによる相談を開始しました。

### 2. 【新規】ひきこもり相談窓口設置

(地域福祉課)

ひきこもりの悩みを抱える人の身近な相談窓口として「ひきこもり相談窓口」を設置し、相談に応じて関係機関等の情報提供などを行い、必要な支援につなげるとともに、市民理解を深めるための啓発事業を行います。

相談窓口：総合福祉会館（令和2年10月頃開設予定）

### 3. 【拡充】生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業

(生活支援課)

平成29年に事業開始してから3年が経過した当該事業について、2箇所目を宇治市大久保青少年センターに令和2年8月より開設することとなりました。学習習慣を身につけたい、子どもの進路や必要なお金のことを相談したいなど、市内在住の中学生やその保護者を対象に実施しています。

### 4. 【拡充】各種予防接種事業

(保健推進課)

予防接種法施行令等の一部改正により、定期の予防接種の対象疾病について、ロタウイルス感染症がA類疾病に追加されたことに伴い、ロタウイルスワクチンの定期接種が開始されます。

【開始時期】令和2年10月1日

【対象者】令和2年8月1日以降に出生した方に限る。

【接種方法】(いずれかを経口投与)

- (1) ロタテック：生後6～32週までに3回接種
- (2) ロタリックス：生後6～24週までに2回接種

## 5 . 【拡充】産後ケア事業

(保健推進課)

令和元年7月から開始した産後ケア事業について、さらなる支援期間の延長を検討する中、令和元年12月に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、「市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない」とされたことから、令和2年度より産婦のさらなる負担軽減を図るため、支援期間を「生後4か月頃まで」から「出産後1年を経過しない」に拡充して実施します。

【開始時期】令和2年4月1日から支援期間を拡充

【対象者】(令和元年度の利用者にも遡及適用)

宇治市内に住所を有する出産後1年を経過しない母子のうち、助産師、保健師及び看護師等による母親への心身のケアが必要であり、次の要件いずれにも該当する方。ただし、病院等への入院を要する方は除く。

- (1) 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の方、または育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な方
- (2) 親族等から支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な方

## 6 . 【新規】奨学金返還支援事業

(こども福祉課)

未来の地域基盤を支える若年層の宇治市への定住促進及び、「子育てしやすいまちづくり」を目的に奨学金の返還に対する支援金を交付します。

(対象者)

- ・申請年度の4月1日時点で満30歳未満
- ・宇治市奨学資金及び日本学生支援機構(第一種・第二種)の奨学金貸与を受け、大学、高等専門・専修学校、大学院を卒業
- ・今後5年以上宇治市に在住予定
- ・期間の定めのない(またはそれに準ずる条件)労働契約を締結されている
- ・他市から同様の返還支援を受けていない

(補助金額)

- ・前年度に返還した奨学金の1/2(補助上限85千円)
- ・ライフイベント(結婚・出産)が発生した年度中に返還した奨学金に対しては、補助率を3/4(補助上限130千円)にアップ(結婚は1回、出産は期間中無制限)

(支援期間) 申請年度より5年間